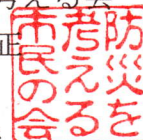


2008年7月2日

国土交通大臣 冬柴 鐵三 様

国土交通省近畿地方整備局長 布村 明彦 様

阪神大震災の教訓を忘れず市民のための防災のあり方を考える会
(略称 宇治・防災を考える市民の会) 代表 志岐 常正



防災を考える市民の会 7月2日緊急個人団体代表者会議

河 川 法 に 違 反 す る 貴 職 の 暴 挙 に 抗 議 す る

流域委員会の最終意見書を受けて、計画案の再提示を行え

6月20日、国土交通省近畿地方整備局は、河川法に基づいて自ら設置した淀川水系流域委員会の「淀川水系河川整備計画原案」に対する最終的な意見を聴くことなく、「淀川水系河川整備計画案」（以下、計画案）を発表した。

宇治・防災を考える市民の会及び「会」7月2日緊急個人団体代表者会議の名で、国土交通大臣と国土交通省近畿地方整備局長に対して、強く抗議する。

宇治川の様々な問題については、何十年と論議され続けてきたが未だに解決されない問題が山積している。流域委員会においては宇治川問題がようやく議論され始めたばかりで、さらには天ヶ瀬ダム堤体直下の断層の存在が、貴職からも公表されたばかりである。

6月30日に開催された流域委員会では、問題点を整理し最終意見書の提出まで責任をもつことが確認された。流域委員の真摯な態度に感謝するとともに、貴職は今回の暴挙と言わざるを得ないこの事態を撤回し、将来にわたり淀川水系2千万人の住民の命と財産を守り、河川を再生させ、公共事業の無駄を省くためにも、流域委員会の最終意見を待ってその内容を計画案に反映させてもらいたい。

今、貴職の河川法16条の2に違反する暴挙と言わざるを得ないこの事態に対して流域委員会関係者、流域住民、法曹界、知事、マスコミなどから厳しい抗議の意見が寄せられており、法に違反する貴職の行為は、誰もが弁護することはできない。自らの暴走を反省し、流域委員会の最終的な意見を聴き、それらを十分配慮・反映した河川整備計画案を再提示されることを強く要求する。

以 上